

別図1 被扶養者の範囲（健康保険法第3条第7項）

注) 数字は「本人」から見た親等を示す。
 「1, 2, 3, 4, 5, 6」の数字は「血族」関係を表す。
 「①, ②, ③」の数字は「姻族」関係を表す。
 「再婚の配偶者」とは「継父母」「継祖母」「継曾祖母」をいう。

